○中国地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安芸区矢野西二丁目六三七〇番四から同市安芸区矢野西二丁目六二九八番一まで	前	一一・二〇～一六・五〇	〇・二七八キロメートル	
	後	一一・四〇～一九・五〇	〇・二七八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番二まで	前	A 八・五〇～三〇・五〇	一・五二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二四・三〇～一三五・四〇	一三・七五〇	
	後	A 八・五〇～三〇・五〇	一二・五二〇	
		B 二四・三〇～一三五・四〇	一三・七五〇	
西条市小松町新屋敷字新宮原甲一八五八番一から同市小松町新屋敷字宮原甲一八五五番五まで	前	A 三一・二〇～五五・〇〇	〇・〇二二	
		B・C・D 三七・六〇～五四・五〇	〇・〇二二	
西条市小松町新屋敷字新宮原甲一八五五番五から同市小松町安井字久保田甲四〇三番一まで	後	A 七・八〇～三八・五〇	六・四五〇	
		B・C・D 二二・五〇～五五・〇〇	二・〇三二	
		A 七・八〇～四六・二〇	六・四五〇	
		B・C・D 二二・五〇～五五・〇〇	二・〇三二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市小松町新屋敷字新宮原甲二一七三番一から同市小松町新屋敷字新宮原甲二一七四番一まで	前	一四・四〇～三四・六〇	〇・〇三〇キロメートル	
	後	一四・四〇～四〇・八〇	〇・〇三〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市小松町新屋敷字西町裏甲四九六番一から同市小松町新屋敷字船山下甲一三〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十日

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松浦市調川町下免字赤壽一三二三番四から同市志佐町浦免字寺田二八七番一まで	後	〇・〇〇～七一・九三	二・二五三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字峯尾二一八〇番一から同町大字篠栗字茶屋一四三四番七まで	前	一三・〇〇～一四九・〇〇	〇・三〇〇キロメートル	
	後	一三・〇〇～一四九・〇〇	〇・三〇〇	
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字蓬原三七八番一六から同町大字篠栗字蓬原三五四番五まで	前	一六・〇〇～六九・〇〇	〇・一〇二キロメートル	
	後	一六・〇〇～六九・〇〇	〇・一〇二	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道檜山郡上ノ国町字大崎二二三番三から同町字大崎二二四番一九まで	前	二二・〇〇～二二・七六	〇・一一八キロメートル	
	後	二二・〇〇～二二・七六	〇・一一八	
北海道檜山郡上ノ国町字原歌三二番九から同町字原歌三二番七まで	前	二九・〇〇～二九・七二	〇・〇〇四キロメートル	
	後	二八・〇〇～二九・七二	〇・〇〇四	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部